

1 滞納状況の解消

1. 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
2. 町広報誌やホームページ、徴収担当会計年度任用職員の指導により、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
3. 所得未申告者へ文書や臨戸、電話等により申告勧奨を行い、適正課税に努める。
4. 年2回以上の徴収催告書を送付し、納付の勧奨を行う。
5. 失業等による納付困難な世帯について、保険税減免の積極的推進を図る。
6. 資格確認書(特別療養費)交付における弁明の機会の付与手続きを活用し、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、早期に生活保護の申請を勧奨する。
7. 滞納世帯状況を把握し、滞納処分の執行停止を推進する。
8. 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。

2 徴収方法の改善等

1. 随時収納会議を行う。
2. 滞納分析を行い、効率的な滞納整理を検討する。
3. 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
4. 口座振替の利点等を広報等により勧奨を行い、またペイジー口座振替受付サービスを導入し口座振替率の向上を図る。
5. eLTAX の活用により、金融機関窓口やコンビニに寄ることなく、スマートフォンを活用した支払いについても推進する。
6. 滞納者に対する療養費等の現金給付がある時は、申請時に納税相談を行う。
7. 督促状等の郵便物の返戻があった場合は、居所不明の「不現住」を認定するため、訪問調査を行い、不現住の確定を行うため住民登録職権消除事務へとつなげ、適正賦課へと努める。
8. 納期内未納者に対して、督促状、呼出状等の催告文書を送付しすみやかに電話督促等を行い、納期内納付を目指す。

3 滞納処分の実施

1. 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住確認及び財産調を行う。
2. 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、すみやかに滞納処分を実施する。